

令和6年度SDGs経営普及・啓発支援事業業務委託 仕様書

1. 業務名

令和6年度SDGs経営普及・啓発支援事業業務委託

2. 事業目的・概要

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標) は、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標である。また、2006年に投資にESG (Environment Social Governance) 要素を組み入れることを掲げる「国連責任投資原則 (PRI)」が提唱され、日本でも年金積立金管理運用独立行政法人が2015年に署名したことを受け、ESG投融資への関心が高まっている。

本市では、平成31(2019)年2月に「川崎市持続可能な開発目標 (SDGs) 推進方針」を策定し、全庁一丸となってSDGsの取組を進めている。また、令和元(2019)年7月に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域である「SDGs未来都市」に選定されている。

このような背景の中、本事業は市内の中堅・中小企業（以下「中小企業等」）におけるSDGs経営の促進を目的に実施するものである。なお、本事業の実施にあたっては、発注者が別途実施する事業委託との整合を図りながら進めるものとする。

3. 事業実施期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 業務内容

次の(1)～(4)の業務について、市内中小企業に対する調査において、SDGs経営に取り組む中小企業割合の向上を目指して実施するものとする。次の(1)及び(2)のセミナー等の参加者については、全体で100名以上とする。

(1) 銀行、保険会社、証券会社等の金融機関（以下「金融機関等」）及びSDGs経営相談専門家向けSDGs経営セミナーの開催

川崎市内に本店又は支店等を有する金融機関等の職員及び川崎市内の産業振興支援機関等の職員（登録専門家等を含む）を対象として、市内の中小企業等が事業を通じた社会課題解決に向けてSDGsを企業経営に取り込むための計画立案・実行や、金融機関等からの適切な融資・コンサルティングの実施につなげることを目標としたセミナーを企画し、原則、対面形式により9月までに開催すること。なお、本セミナーは発注者が別途実施する「ESGファイナンス普及促進事業」との合同開催における第一部としての開催を想定し、「ESGファイナンス普及促進事業」や「脱炭素経営支援コンソーシアム」等の市内金融機関と連携した他事業と調整・連携して実施すること。チラシや会場については、合同開催する「ESGファイナンス普及促進事業」において負担するため、チラシ作成費や施設使用料は不要とする。

具体的には、次の業務を行うこと。

ア セミナーの企画提案

顧客となる中小企業が事業を通じた社会課題解決に向けた取組を支援・促進できるよう、金融機関の職員やコンサルタント等の専門家が取り組むべき内容に関する情報収集を行い、実践するためのノウハウや具体的なモデルケースを学べるセミナーを企画すること。開催回数は1回以上、全体で20者以上が参加するものとし、これらが可能な講師や当日の企画内容について提案すること。なお、最終的な講師は、本市と協議の上、決定すること。

イ セミナーの開催に向けた案内、準備等

セミナー開催に関するチラシを主担当である「ESG ファイナンス普及促進事業」と連携・調整のうえ作成し、対象となる金融機関及び産業振興分野の支援機関等に対し本ワークショップの開催案内を行い、参加者を積極的に募ること。なお、本市がネットワークを有する市内金融機関に対する初動の案内は、本市から実施する。また、当日使用する資料を作成すること。

ウ セミナーの運営

セミナー参加者との連絡調整、開催必要物品（講師に対するお茶等簡単な飲み物含む）の調達、資料の作成、当日の会場設営、受付、進行、議事録の作成、参加者へのアンケート等による意見聴取と集計・分析、講師への謝金の支払、その他一切の庶務を行うこと。なお、セミナー参加者との連絡調整、当日の会場設営、受付、進行については、合同開催する「ESG ファイナンス普及促進事業」と連携し、調整のうえ実施することとする。

(2) 中小企業向け SDGs 経営の普及啓発セミナー・ワークショップの開催

中小企業等に対して、SDGs 経営の重要性を理解し、具体的な実践につなげるセミナーやワークショップを企画し、原則、対面により開催すること。セミナー等の開催回数は2回以上とし、全体で参加者100名以上（4（1）の参加者も含む）を達成することが可能な登壇者について各回1名以上の講師（有識者等）の候補者リストを提案すること、また、講師とは別途、企画に沿った1社以上の事例紹介企業が登壇すること。なお、事例紹介企業については、各回とも中小企業を含むサプライチェーンに対して SDGs 経営の導入を促すことが可能な大手企業を想定し、各回の最終的な登壇者の決定は、本市と協議の上、決定すること。なお、本セミナー等は発注者が別途実施する「ESG ファイナンス普及促進事業」や「かわさきグリーンイノベーションクラスター」、「第17回川崎国際環境技術展」等の取組と調整・連携して実施すること。

セミナー等の実施にあたり、以下ア（ア）及び（イ）についてそれぞれ1回以上考慮すること。ア（ア）は原則、対面もしくは対面とオンラインのハイブリッド形式を想定し、9月までに開催すること。本セミナーは発注者が別途実施する「ESG ファイナンス普及促進事業」との合同開催を想定し、「ESG ファイナンス普及促進事業」や「脱炭素経営支援コンソーシアム」等の他事業と調整・連携して実施すること。企画・広報・運営等を主として実施し、会場については、本事業にて全額負担するが、川崎市本庁舎内の会議室での実施分については、施設使用料は不要とする。ア（イ）は原則、別途実施する「第17回川崎国際環境技術展」における対面形式で実施するものとし、実施にあたっては同業務委託の受託事業者と連携して進めること。なお、会場については、「第17回川崎国際環境技術展」の会場内での実施分についてはカルツかわさきの施設・備品使用料等を積算すること。

具体的には、次の業務を行うこと。

ア セミナー・ワークショップの企画

中小企業等が SDGs 経営の重要性を理解し、自社の経営理念や事業と SDGs を紐づけ、サステナブル経営を実践するための知識・ノウハウに関する講演を行うことが可能な有識者を主たる登壇者とするセミナーやワークショップを企画すること。提案にあたっては、講演とあわせて具体的な事例紹介も含め、中小企業等に限らず大手企業や学術機関、金融機関等のステークホルダーが参加し、参加者同士が交流を持ち意見交換やネットワークづくりの機会となるよう工夫すること。

(ア) 市内中小企業（特に製造業）等が参加し、SDGs 経営における課題共有・意見交換を通して SDGs 経営の必要性やメリットを認識し、実践を具体的にイメージする内容とすること。

(イ) 学生（高校生以上を想定）が参加する仕組みとし、中小企業等と学生が SDGs 経営を切り口に交流し、参加を通して学生の就労意識の醸成、中小企業等の SDGs 経営への取組意欲の醸成や将来的な人材確保に役立つ内容とすること。企画においては「第 17 回川崎国際環境技術展」における市制 100 周年事業との連携により、学生を誘致し、登壇する仕組みとすること。また、本セミナー等の参加者が展示会場を視察し、出展者と交流を持つ機会となるよう工夫すること。

イ セミナー等の開催に向けた案内、準備等

セミナー等の開催に関する案内チラシを作成し、対象となる中小企業や学生等に対し開催案内を行うこと。開催にあたっては、チラシやWEB媒体等を活用し、効果的な集客に自ら努めるとともに、本仕様書に定める参加人数を満たすこと。また、当日使用する資料を作成すること。なお、チラシや資料は、A4 判、カラー印刷の紙媒体及び PDF ファイルに変換した電子媒体を作成し納入すること。

ウ セミナー等の運営

セミナー等の参加者への案内・連絡調整、開催必要物品（登壇者に対するお茶等簡単な飲み物含む）の調達、会議資料の作成、当日の会場設営、受付、進行、議事録の作成、参加者へのアンケート等による意見聴取と集計・分析、登壇者への謝金の支払、会場費用の支払い、その他一切の庶務を行うこと。

(3) 中小企業向け SDGs 経営推進のための広報支援の実施

中小企業等を対象として、経営に紐づけた SDGs の取組及び SDG 経営についての社内外への効果的な発信手法について、企業事例を交えて紹介することで、中小企業等の SDGs 経営の取組を促進し、さらに自社の取組の認知度を向上させることを目的とした川崎市ホームページの原案及び掲載資料を作成すること。原案及び掲載資料については、中小企業等が SDGs 経営に取り組み、効果的に自社の取組を発信するための実践的な手法を学べるよう、写真やイラスト、図等を用いた資料とあわせて、関連する施策や具体的な企業事例も紹介し、必要に応じて企業への取材を実施し情報収集すること。原案及び説明資料の作成にあたっては、川崎市ホームページ作成ガイドライン等を参考に川崎市 CMS システムにて掲載可能な原案及び掲載資料を作成して提案し、本市と協議し複数回校正の上、決定する。なお、川崎市ホームページへの掲載・更新作業については発注者が行う。

企画・作成にあたっては、本市で別途実施している「かわさき SDGs パートナー」、「ESG ファイナンス普及促進事業」等の関連施策内容を理解し、本業務委託の趣旨に沿う内容のホームページの原案及び掲載資料を企画提案し、資料を作成すること。なお、ホームページでの事例紹介については、他社の参考となる取組を実施する本市内の中小企業（3 社以上、本事業にて直近 2 年以内に紹介した事例を除く）を提案し、本市と協議の上決定後、取材を実施

し、SDGs 経営の取組の発信と経営上のメリットをテーマとした取組事例を紹介すること。また、併せて SNS 等の活用も検討し、効果的な取組となるよう工夫すること。

(4) SDGs 経営推進のための企業支援の実施

市内中小企業に対して、業種や課題をふまえた協業先の紹介や、支援機関等と連携した必要な支援等、市内中小企業の新事業展開・協業をはじめとする SDGs 経営推進のための適切な支援を実施すること。

具体的には、次の業務を行うこと。

ア 市内中小企業を対象とした SDGs 経営の実践支援

4. (1)、(2)、(3) の取組等を通じて、SDGs 経営の実践や新規事業展開等を希望する市内中小企業等を発掘すること。また、SDGs 経営の実践や新規事業展開等を希望する市内中小企業等に対して、委託者と協議の上、支援機関等と連携したコンサルティング等の必要な支援や協業先の紹介等の適切な支援を実施すること。

イ 市内中小企業の SDGs 経営をテーマとしたビジネスマッチングの創出

市内中小企業の SDGs 経営に関する取組を広く発信し、協業先の発掘や販路開拓につなげることを目的としたビジネスマッチングを創出すること。イベント等の開催にあたっては、案内チラシやWEB媒体等を作成・活用し、対象となる企業等に対して効果的な集客に自ら努めるとともに、4 (4) イ (ア) 及び (イ) を通して5件以上のマッチングを創出すること。なお、集客や当日使用するチラシ・資料を作成し、チラシ・資料は、A4判、カラーのPDFファイル(必要に応じて紙媒体も)に変換した電子媒体を作成し納入すること。具体的には、次の業務を行うこと。

(ア) SDGs 達成に向けたビジネスマッチングイベントの企画・開催

市内中小企業が技術や取組を発信し、マッチングにつなげる交流イベントや、ESGに関心の高い大企業等が自社の経営課題を発表して市内中小・スタートアップ企業やSDGsパートナー企業に協業アイデアを募るリバーズピッチ等、効果的な開催手法を検討し、提案すること。開催にあたっては、本市で別途実施している「第17回川崎国際環境技術展」や「グリーンイノベーション創出支援事業」、「ESGファイナンス普及促進事業」、「かわさきSDGsパートナー制度」等の関連施策との連携を図り、実施にあたっては発注者との協議の上、決定すること。イベントの参加者への案内・連絡調整、開催必要物品(登壇者及び参加者に対するお茶等簡単な飲み物含む)の調達、資料の作成、当日の会場設営、受付、進行、議事録の作成、参加者へのアンケート等による意見聴取と集計・分析、登壇者への謝金の支払、会場費用の支払い、その他一切の庶務についても、関連施策との連携を図り実施すること。

(イ) 「第17回川崎国際環境技術展」を活用したビジネスマッチングの創出

市内中小企業等の協業先の候補となる3者以上の環境関連技術・サービスを有する企業等を「第17回川崎国際環境技術展」に出展誘致し、当日会場での商談スペース等の活用によりマッチングを創出すること。上記のうち1者以上は、SDGsに資する研究開発に取り組む学術機関(大学を想定)を出展誘致し、所属する学生が来場者や他の出展者と会期中に交流を持つ機会とするよう工夫すること。なお、誘致対象は新規出展企業とし、ブース出展料は1小間につき税込77,000円程度を見込む。出展誘致の実施について、本仕様に記載する誘致数に満たない場合、本委託業務の支払い時に精算を行うこととする。

5. 成果物

(1) 事業報告書

委託事業の実施期間終了日までに、事業報告書を納入すること。なお、事業報告書には事業の実施経過及び成果を明示し、次年度以降の事業実施に向けた課題を分析の上、改善点についても言及すること。

原則、電子媒体（CD-R）1部、紙媒体1部とするが、最終的な部数は発注者と調整の上、決定すること。

なお、報告書はMicrosoft Word・PowerPoint等で作成すること。成果物の納入の際は、元のファイル形式のデータに加え、PDFファイルに変換したデータも併せて納入すること。また、4.（1）、（2）、（3）及び（4）イ（ア）で使用したチラシや資料一式については、電子媒体で納入すること。

(2) 著作権について

ア 契約期間終了後、本業務による成果物の著作権は原則本市に帰属するものとする。ただし、4.（1）、（2）及び（4）イ（ア）で使用した資料等については、受託者の申し出に応じて、双方協議の上決定することとする。本仕様による成果物について、本市がインターネットを含む、対外的な発表を行うこと、イラスト等の二次利用を行うこと、複製、加工、翻訳、翻案、譲渡及び貸与することに関して、受託者は一切の異議を申し立てないこと。

イ 成果物が、本市以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受託者が確認すること。

6. その他

(1) 各事業について遅滞なく対応できる人員を確保し、円滑に業務を遂行すること。

(2) 本市総務企画局が実施する「かわさき SDGs パートナー制度」、「川崎市 SDGs プラットフォーム」や環境局が作成する「川崎市脱炭素化取組ガイドブック」等の関連事業及び地域における中小企業支援機関が実施する支援制度等について理解を深め、事業をより効果的に実施するための提案を随時行うこと。

(3) 本仕様書に明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

(4) 業務履行にあたり疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定することとする。

(5) 契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(参考)

第17回川崎国際環境技術展について

本市の脱炭素社会の実現に資する市内企業等が有する優れた環境技術や環境への取組等について国内外へ情報発信と、ビジネスマッチング創出につながる交流の場の提供を通し、環境分野でのイノベーションの創出や産業の活性化を図ることなどを目的とした、環境分野の展示会。

(1) 名称：(日本語名) 第17回川崎国際環境技術展

(英語名) 17th Kawasaki International Eco-Tech Fair

(2) 開催期間：令和6年11月11日(月)～15日(金)(予定)

(上記期間のうち会期は11月13日(水)・14日(木)2日間を想定)

午前10時から午後5時まで

(3) 会場：カルッツかわさき

(4) 出展者・小間数(予定数)：約120社・団体、約160小間

(5) 来場者数(目安)：約5,000人(開催2日間の延べ数)

(6) 主催：川崎国際環境技術展実行委員会

川崎市SDGs登録・認証制度「かわさきSDGsパートナー」について

SDGsの達成に向けて取り組むことを意思表示(宣言)する「登録」と、SDGsへの取組を自己評価し今後に向け目標設定する「認証」の2段階があり、それぞれを「かわさきSDGsパートナー」「かわさきSDGsゴールドパートナー」と呼称(以下、あわせて「パートナー」とする。)するもの。登録・認証されると、「川崎市SDGsプラットフォーム」への参加、市HPでの公表、市融資制度「SDGs取組支援融資」による信用保証料補助(認証のみ)、モデル事業創出のための補助金制度への応募等のインセンティブが付与される。また、パートナーが参加できる「川崎市SDGsプラットフォーム」では、メールマガジンの配信、セミナーの開催、パートナー同士のマッチング支援、優良事例を表彰する「かわさきSDGs大賞」、事業者が連携してゴール達成に向け取り組む「分科会」の支援などを行っている。

ESGファイナンス普及促進事業について

ESGファイナンスを活用したESG経営の促進及び企業経営の安定化・企業価値の向上につながる一気通貫の支援を行う。本事業は令和4年度から取り組んでおり、地域の金融機関と連携したモデル事業や研究会の開催により、ESGファイナンスの活用促進に向けた取組を実施してきたが、融資の過程で必要となる、事業計画やKPIの策定、第三者評価にかかる企業の金銭的負担が課題の1つとなっていることから、令和6年度からはその費用の一部を助成するなど、新たな施策を実施する。

グリーンイノベーション創出支援事業について

市内中小企業を中心とした環境行政に係る知見と環境技術に対する支援を通じた、地域の環境社会課題を解決するための取組の一環として、かわさきグリーンイノベーションクラスター

(GIC)と川崎国際環境技術展を起点とする企業支援、ビジネスマッチングを通じた、個別企業の経営基盤の強化と、事業化、収益獲得を実現する新たなプロジェクトの発掘及び育成を目的として実施する。

(参考)かわさきグリーンイノベーションクラスター(GIC)について

https://www.city.kawasaki.jp/280/cmsfiles/contents/0000089/89015/gic_R5.pdf